

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 8 日

愛媛県立宇和島南中等教育学校長 中村 惣一

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立宇和島南中等教育学校外壁等調査業務

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 予定価格

4,400,000 円（入札比較価格¥4,000,000 円）※最低制限価格制度適用

(5) 履行場所

愛媛県立宇和島南中等教育学校 本館（渡り廊下含む）、第 1 教棟、第 2 教棟
（渡り廊下含む）、第 3 教棟（渡り廊下含む）

（所在地：愛媛県宇和島市文京町 5 番 1 号）

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額に対応した業務委託費内訳書を提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 6 年度から 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格又は建設業者格付（コンサルタント）を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（ただし、建築物調査員にあつては、特定建築物調査員（旧：特殊建築物調査資格者に限る。）を擁し、建築基準法第 12 条第 2 項に基づく点検のうち、「外壁仕上げ材等」の調査項目に

係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診等を行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。

- (3) 一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用（雇用）する者は入札日まで
に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の建築士事務所の登録が完了又は
完了予定であること。
- (4) 上記の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場
合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であ
ること。

3 入札書及び内訳書の提出場所等

- (1) 入札書及び内訳書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及
び問合せ先

愛媛県立宇和島南中等教育学校事務室

〒798-0066 愛媛県宇和島市文京町 5 番 1 号

電話番号 0895-22-0262

- (2) 入札書の受領日

令和 7 年 5 月 20 日(火)から令和 7 年 5 月 26 日(月)の午前 10 時 00 分までに、上
記（１）の照会先へ提出すること。※郵送により提出する場合は令和 7 年 5 月 23
日（金）午後 4 時 50 分までとする。（必着）

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和 7 年 5 月 23 日(金)までの日（土、日曜を除く。）
の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までの間に、（１）に掲げる場所での交付又は
愛媛県立宇和島南中等教育学校ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手す
ること。

- (4) 入札（開札）の日時及び場所

令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 10 時 00 分

愛媛県立宇和島南中等教育学校 本館 1 階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類を入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：**令和7年5月16日（金）午後4時50分**

イ 提出場所：愛媛県立宇和島南中等教育学校 事務室

〒 798-0066

愛媛県宇和島市文京町5番1号

（4）入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

（5） 契約書作成の要否

要

（6） 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

（7） 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると発注者が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているため、その金額を下回る入札をした者は落札者とはならない。

（8） その他

詳細は、入札説明書による。